

第23回横浜環境活動賞 第1回審査委員会 会議録	
日 時	平成27年9月11日(金) 13時30分～14時50分
開 催 場 所	関内中央ビル10階大会議室
出 席 者	戸川孝則委員長、篠木幹子副委員長、磯崎保和委員、川崎あや委員、為崎緑委員、若林史郎委員
欠 席 者	北村亘委員
開 催 形 態	公開(傍聴者なし)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長・副委員長の選出 2 審査方法について 3 審査基準について 4 募集案内・応募用紙について 5 今後のスケジュールについて
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長・副委員長の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎委員が委員長を退任し、新たに戸川委員長、篠木副委員長を選出した。 2 審査方法について <ul style="list-style-type: none"> ・第22回と同様、原則としてプレゼンテーション3分間、質疑応答5分間とする。 ・プレゼンテーションに出席できなくても応募可能である旨の説明を募集案内に記載する。 ・プレゼンテーションの際の資料配布は認めないこととする。 3 審査基準について <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法の「採点の平均」の文言を修正する。 4 募集案内・応募用紙について <ul style="list-style-type: none"> ・募集案内の自薦・他薦・推薦の文言を整理し、修正する。応募用紙は窓口配布も可能である旨記載する。 ・児童・生徒・学生の部の応募用紙の生物多様性特別賞の事例について、児童・生徒・学生の部に合った内容に修正する。 5 今後のスケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> ・2月下旬に審査委員会を開催する方向で調整する。
議 事	<p>(事務局) 開会。</p> <p>委員の紹介。横浜市町内会連合会の委員交代に伴い、山崎委員に代わり、磯崎委員が就任されたことを報告。本日、北村委員は欠席。</p> <p>本日の委員会は横浜環境活動賞審査委員会運営要綱第4条第3項により、委員の半数以上の出席が得られているため成立していることを報告。本委員会は同要綱第5条により公開とすることを説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長・副委員長の選出 <p>(事務局) このたび、川崎委員長から委員長交代の申し出がありました。</p> <p>(川崎委員) 委員長を5年ほど務めたところだが、都合により委員長を他の方にお</p>

願いたい。

(事務局) それでは、横浜環境活動賞審査委員会運営要綱第3条第1項により、新しい委員長を委員の互選で選んでいただきたい。推薦がありましたら、お願いします。

(若林委員) 戸川委員に願いたい。

(委員) 異議なし

(事務局) ただいま推薦がありましたが、戸川委員いかがでしょうか。

(戸川委員) 了承

(事務局) では、戸川委員に委員長をお願いします。続いて、運営要綱第3条第3項により、戸川委員長から副委員長の指名をお願いします。

(戸川委員) 篠木委員に願いたい。

(事務局) ただいま指名がありましたが、篠木委員いかがでしょうか。

(篠木委員) 了承

(事務局) では、篠木委員に副委員長をお願いします。要綱の規定により、審査委員会の議長は委員長になっていますので、以降の議事進行を、戸川委員長よろしくをお願いします。

2 審査方法について

(戸川委員長) 議事に入る前に、横浜環境活動賞の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 横浜環境活動賞の目的、部門・表彰の種類、選考過程、推薦について、資料6により説明。

(戸川委員長) 審査方法について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料4の1について説明。第22回と同様にプレゼンテーション3分間、質疑応答5分間としてはどうか。ただし、募集案内(資料6)に記載しているとおりに、応募者数によっては質疑応答の時間を短くする必要がある。

(戸川委員長) 事務局案について、意見ををお願いします。応募者は時間を守ってプレゼンテーションを行っていたという印象だが、前回やってみてどうだったか。

(為崎委員) 時間は適当だったと思う。応募者が多いからと言って、時間を短縮すると、プレゼンテーションを行う意味がなくなってしまう。昨年度の議論の中で、最低限必要な時間として設定したはずなので、時間は変えない方がいいと思う。昨年度は応募者が少なかったが、プレゼンテーションに変わったことが影響していると思うか。

(事務局) 応募者が少なかった明確な理由は、わからない。過去の状況を見ると、年によって応募数に変動があるのは確かである。

(為崎委員) 昨年度は比較的応募が少なかったように思う。選ぶという観点から、もう少し応募者が多い方がいいと思う。ただし、応募者が多いとプレゼン

テーション及び審査の時間が厳しくなるので、15 団体程度が適当に思う。もうひとつ考えなければならないのは、応募者が多く審査時間が長くなると、審査する側の集中力が途切れてしまうこと。最初の団体と最後の団体で評価の公平さが保てるかという問題がある。実際に募集してみないと応募数はわからないが、そのあたりを注意する必要があると思う。

(戸川委員長) 先ほど、事務局から時間を変更する可能性があるとの話があったが、どのタイミングで誰が決めるのか。

(事務局) 事務局から審査委員に案を示し、審査委員の了承が得られたら、応募者に連絡するという流れを想定している。

(戸川委員長) 応募数がわからないので、現時点では昨年同様、プレゼンテーション3分、質疑応答5分としておきたい。応募が、たとえば20件あったときには、審査委員会を1日かけてやるべきなのか、先ほどの意見を参考に考えたい。ただし、プレゼンテーションの3分間は確保し、質疑応答を効率的に行うなど、できるだけ応募者に負担がないようにする。今の議論を踏まえてやっていくということにしたい。

(委員) 異議なし

(磯崎委員) 去年のことがわからないので、応募や推薦の方法について、説明してほしい。

(事務局) 応募方法について説明。広報よこはまやちらし、メーリングリストなどで広く呼びかける。区役所や教育委員会に声かけをし、団体や学校を推薦してもらうこともある。

(磯崎委員) 区役所は周知をするだけで、区内の応募者をとりまとめることはしないのか。

(事務局) とりまとめることはしていない。応募したい団体は、区役所を通さず、直接、環境創造局に提出してもらう。

(川崎委員) 昨年、プレゼンテーションを欠席した団体があり、プレゼンテーションなしで審査を行った。プレゼンテーションにどうしても出席できない場合は、欠席してもいい、不利になるかもしれないが、選考はしてもらえるということなのか、それとも、プレゼンテーションに出席できなければ、その時点で失格ということなのか、どちらかがわかりづらい。

(事務局) 昨年は、欠席の団体も審査していただいた。

(戸川委員長) 欠席した団体は結果的に受賞できなかったが、欠席したからではなく、他の理由だった。

(事務局) なるべく門戸は開いて、広く応募していただきたいので、プレゼンテーションに出席できなくても応募可と考えている。

(戸川委員長) 私もなるべく門戸は開くべきと考えるので、必須ではない方がいい

と思う。

(事務局) この募集案内を見ると、プレゼンテーションへの参加は義務のように感じる人もいるだろうか。

(戸川委員長) 先ほど、プレゼンテーションがあったから応募が減ったのではないかという話があったが、プレゼンテーションが必須ではないと読めるような表現にできればいいと思う。

(為崎委員) 難しいが、出席しなくてもいいと書くと、プレゼンテーションに出席してもらえなくなってしまう可能性がある。万が一都合がつかない場合は欠席しても審査対象から外しません、基本は出席してくださいというトーンの注意書きがいいのではないかと。

(川崎委員) プレゼンテーションは原則参加してもらいますが、参加できない場合も審査対象から外れることはありませんというような表現がいいと思う。

(戸川委員長) 事務局で、意見を踏まえた注意書きの作成をお願いします。

(委員) 異議なし

(為崎委員) 昨年、プレゼンテーションの場で資料を配布した団体があった。不公平にならないように、配布していいのであれば、どの程度配布していいのかも含め、応募者に知らせるべき。ただ、審査する側としては、当日配られた資料を読み込んで、参考にするのは難しい。

(戸川委員) 当日大量に資料を渡されてしまったときに、読むのは時間的に難しい。

(篠木委員) プレゼンテーション用の資料を事前にもらう必要はないと思う。

(戸川委員) 一昨年までは応募書類の量に制限がなく、資料が大量に添付されていた。資料を配るのではなく、その内容をわかりやすくまとめたパネルを作るなどして情報を伝えてもらった方が、効果的。

(若林委員) 追加の情報を急に出されても困る。事前に提出した応募書類の範囲内でプレゼンテーションをしてほしい。

(川崎委員) 事前の応募書類は枚数制限をしているのに、当日に制限なく持ってくるのはよくないと思う。資料は、当日配布ではなく、事前に見ておいた方がいいので、枚数制限の範囲内で事前に提出すべき。

(磯崎委員) 資料の量は制限すべき。指定管理者選定の委員会などに出席したことがあるが、プレゼンテーションの時間や資料の量などは、規格を決めるべきだと思う。整理がつかなくなる。

(戸川委員長) では、当日の資料配布はなしとする。

(委員) 異議なし

(事務局) プレゼンテーションで模造紙やパネルを見せるのは自由でよいか。

(戸川委員長) 可とする。

3 審査基準について

(戸川委員長) 審査基準について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料4の2、資料5について説明。

(戸川委員長) 評価方法の修正箇所の「各委員の採点の平均が15点以上」と書く
と、全ての委員が15点以上でなければならないように読める。

(篠木委員) 「各」とあることでそのように読んでしまうのだと思う。「その平均」
または「採点の平均」にすればよいのではないか。

(戸川委員長) 「採点の平均が15点以上」に修正をお願いします。

(委員) 異議なし

(戸川委員長) 生物多様性の取組について、未記入の団体が多かったので、例を載
せたとのことだが、どうか。

(為崎委員) 具体的な例なので、応募者がこの活動例に左右されてしまう可能性を
勘案する必要がある。

(戸川委員長) 自分たちの取組も生物多様性の取組にあたると気づいてもらって、
積極的に書いてほしいということ。

(川崎委員) 活動例を記載するのはいいと思う。ただ、応募者は、大賞や実践賞の
受賞をねらっていて、生物多様性特別賞を意識していない。生物多様性に
関する取組を行っていても、特別賞の受賞をねらっていないから、記載し
なくてもいいと思ってしまうのではないか。ねらっていない人も含めて全
応募者から選考するというのを、応募用紙などにわかりやすく書けばい
いと思う。

(事務局) 応募案内にすべての応募者から選考するとは書いてあるが、控えめなの
で、はっきり記載したい。

(戸川委員長) 悩ましいが、特別賞を強く打ち出すと、応募しにくい環境活動も出
てきてしまう。

(為崎委員) 応募用紙への記載はどうか。

(事務局) 応募用紙にも、生物多様性特別賞に関する説明と具体的な事例を追記し
て工夫した。

(戸川委員長) 応募用紙は次の議題にし、審査基準についてはこれでよしとする。

(委員) 異議なし

(為崎委員) 生物多様性に関する取組の記載欄に何も書かれていなくても、応募書
類全体から読み取れる場合は、考慮して選考するのか。

(戸川委員長) もっと書いてほしいと思う活動があったら、事前審査で審査委員か
ら応募者に質問する際に、もっとしっかり書いてほしいとコメントすれ
ば、追記してもらえるのではないか。書いてあることが審査対象だとは思
うので、しっかり書いてもらった方がいい。事前審査で指摘するのがいい

のではないか。

(川崎委員) 生物多様性に関する取組の記載欄に書いてもらえるのがベストだが、本人が認識していなくても、応募書類全体から浮かびあがるものもある。それぞれの委員の専門の視点で特別賞に値すると考えれば、評価していいのではないか。

(為崎委員) それが親切だと思う。しかし、一生懸命書いた団体と、書いていないのに委員が汲み取ってあげるのでは、不公平が生じる可能性もある。事前審査の段階で汲み取れたら、団体に一度戻し、団体も意識して記載を行ったうえで、選考するのがいいと思う。

(戸川委員長) 事前審査で審査委員と団体がやりとりできるのがこの賞のポイント。応募用紙には、選考の参考とする欄と書いてあるが、ここだけで選考するというのも書いていないので、素晴らしい取組であれば、この欄の記載が足りなくても、全体で評価できると思う。できれば、もっと書いてほしい場合は、書いてくださいと事前にコメントするのがいい。

(為崎委員) 気付いた段階で、団体に戻して記載を依頼したうえで、全体で評価するのがいい。

(委員) 異議なし

(川崎委員) この場合は、一度提出した応募書類への加筆を認めるということか。質問に答えてもらうのか。

(戸川委員長) 加筆ではなく、質問への回答として、別枠で追加する。

4 募集案内・応募用紙について

(戸川委員長) まずは、募集案内について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料6について説明。

(篠木委員) 募集案内2ページ、4ページについて。「自薦」も「他薦」も推薦なので、「推薦」ではなく、「他薦」と書かないとわからなくなってしまう。また、応募用紙の入手方法はホームページからのダウンロードのみなのか。窓口に取りに来る人はいないのか。情報弱者にやさしい募集であってもいいのではないか。

(事務局) 募集案内は、市内各所に配架するが、応募用紙までは配架できないので、ダウンロードしてもらうことにしている。市役所に取りに来てもらって、渡したことも過去にあるので、取りに来てもらえれば、渡すことはできる。

(篠木委員) 応募用紙を配架する必要はないと思うが、ダウンロードできない人は取りに来てという一言があってもいいのではないか。

(戸川委員長) まず、「自薦」「他薦」については、そのとおりだと思うので修正をお願いします。

(委員) 異議なし

(戸川委員長) 応募用紙については、取りに来てもらうことで、事務局は対応可能

	<p>か。</p> <p>(事務局) 対応は可能。ダウンロードできない人は取りに来てくださいというように記載する。</p> <p>(戸川委員長) 応募用紙について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料7-1~4について説明。</p> <p>(戸川委員長) 「A4サイズ10枚以内」を「20ページ以内」に修正した。わかりやすくなったということでもいいか。昨年からこの量に制限したが、量はどうか。</p> <p>(委員) 異議なし</p> <p>(戸川委員長) では、20ページ以内とする。</p> <p>(川崎委員) 特別賞の活動例について、市民の部と児童・生徒・学生の部で同じになっている。市民の部はこれでいいが、児童・生徒・学生の部については、「学校内で」など、児童・生徒がやっているような例にした方がいいと思う。</p> <p>(事務局) 児童・生徒向けの事例に修正したい。</p> <p>(川崎委員) 推薦用紙について。昨年、個人名での推薦があった。推薦者が〇区〇課長であればわかるが、個人だと、団体との関係がわからないので、推薦者と団体の関係を書く欄がほしい。</p> <p>(戸川委員長) 欄を設けると、説明が難しくなってしまう。推薦があったときに、事務局から確認してもらいたい。</p> <p>(委員) 異議なし</p> <p>(川崎委員) 応募書類は、メールで提出できることになっているが、個人情報を含むものをメールで送っても問題ないのか。</p> <p>(事務局) 市から送るものは、パスワードをかけるなどの決まりがあるが、外部から市に届くものについては、特にない。</p> <p>(川崎委員) 個人情報やメールについて知識のない市民もいると思う。メールが抜き取られるなどの事件があるようなので、大丈夫か。市の責任ではないと思うが、注意喚起しなくてよいのか。</p> <p>(為崎委員) 手順が煩雑になってしまう。</p> <p>(戸川委員長) 新たなトラブルを招きそう。送る側の責任なので、問題ないのではないか。</p> <p>(事務局) 市の類似の例を参考に検討する。暗号化やパスワード設定を求めると、難しいと思うので、送り先をよく確認して送るよう注意喚起するレベルになると思う。</p> <p>(川崎委員) メールで提出できるのは、双方にとってメリットがあるので、賛成である。</p>
--	---

	<p>(戸川委員長) 事務局で検討してほしい。 (委員) 異議なし</p> <p>(為崎委員) 生物多様性に関する取組の活動例は、応募用紙と審査基準両方に載せ、内容をそろえてほしい。 (戸川委員長) 審査基準にも反映させる。</p> <p>5 今後のスケジュールについて (戸川委員長) 事務局から説明をお願いします。 (事務局) 資料8について説明。 (戸川委員長) 次回の審査委員会を2月下旬に開催したいということだが、どうか。 (委員) 異議なし (事務局) 欠席の委員からも都合を聞き、日程を決めて、連絡する。</p> <p>(戸川委員長) 以上で、議題はすべて終了したが、全体を通して、確認したいことはあるか。 (委員) 特になし (戸川委員長) 事務局に返します。</p> <p>(事務局) 本日の会議録は公開とする。審査委員に事前に確認いただく。これをもって、本日の審査委員会を終了する。 閉会。</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿 2 横浜環境活動賞実施要綱 3 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱 4 検討事項について 5 審査基準 (市民の部/企業の部/児童・生徒・学生の部/特別賞) (案) 6 募集案内 (案) 7 応募用紙 (市民の部/企業の部/児童・生徒・学生の部/推薦用紙) (案) 8 今後のスケジュールについて (案) 9 (参考資料) これまでの受賞者一覧

第23回横浜環境活動賞 第1回審査委員会

平成27年9月11日（金）13時30分～
関内中央ビル10階大会議室

次 第

1 開 会

- (1) 環境創造局政策調整部長 あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 委員長・副委員長の選出
- (2) 審査方法について
- (3) 審査基準について
- (4) 募集案内・応募用紙について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿
- 資料2 横浜環境活動賞実施要綱
- 資料3 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱
- 資料4 検討事項について
- 資料5 審査基準（市民の部／企業の部／児童・生徒・学生の部／特別賞）（案）
- 資料6 募集案内（案）
- 資料7 応募用紙（市民の部／企業の部／児童・生徒・学生の部／推薦用紙）（案）
- 資料8 今後のスケジュールについて（案）
- 資料9 （参考資料）これまでの受賞者一覧

横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	所 属
委員長	かわさき 川崎 あや	特定非営利活動法人アクションポート横浜 理事
副委員長	とがわ たかのり 戸川 孝則	横浜市資源リサイクル事業協同組合 企画室長
委員	いそざき やすかず 磯崎 保和	横浜市町内会連合会 会計
委員	きたむら わたる 北村 亘	東京都市大学環境学部 講師
委員	しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学総合政策学部 准教授
委員	ためさき みどり 為崎 緑	中小企業診断士
委員	わかばやし しろう 若林 史郎	横浜商工会議所 理事・企画広報部長

任期：平成 25 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

※磯崎委員は前山崎委員の横浜市町内会連合会委員の退任に伴い推薦されたため、

任期：平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

横浜環境活動賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境保全・再生・創造に関し顕著な功績のあった個人、団体、企業及び児童・生徒・学生を表彰（以下「横浜環境活動賞」という）することによって、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境保全型社会の創造を図ることを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 この要綱による表彰は、次のとおり区分することとし、(1)から(3)の各部門においては実践賞及び大賞を設置する。

- (1) 市民の部 個人及び団体に対する表彰
- (2) 企業の部 企業に対する表彰
- (3) 児童・生徒・学生の部 児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体に対する表彰

2 前項に定める実践賞及び大賞の他、市長は、必要に応じて特別賞を設置することができる。

(表彰対象)

第3条 横浜環境活動賞の表彰対象は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 環境保全・再生・創造に関し普及啓発、実践活動等を行い、その成果が認められるもの
- (2) 環境に配慮した活動を行い、環境保全・再生・創造の推進に貢献しているもの
- (3) その他市長が表彰に値すると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは表彰の対象としない。

- (1) 既に横浜環境活動賞大賞を受けたもの
- (2) その他市長が適当でないと認めたもの

(表彰の方法)

第4条 横浜環境活動賞の表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品等を併せて授与することができる。

(候補者の募集)

第5条 横浜環境活動賞の表彰対象となる候補者は、一般公募及び横浜市の関係局区、学校長、市民団体等の推薦により募集する。推薦を行うものは、次の基準により個人、団体、企業、児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体を推薦するものとする。

2 候補者の資格は次のとおりとする。

- (1) 個人 横浜市内に居住又は勤務先を有するもの
- (2) 団体 団体の主たる活動を横浜市内で実施しているもの、若しくは団体の本拠地を横浜市内に有するもの
- (3) 企業 横浜市内に事業所を有するもの
- (4) 児童・生徒・学生 横浜市内に通学する児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体

3 推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項に掲げる条件を満たし、対象者の活動が他の模範となり推奨できるものであること。
- (2) 対象者の活動が、将来にわたり継続する見込があり、かつ学校・家庭や地域社会への貢献度が高いものであること。
- (3) 対象者の活動期間が、概ね3年以上であること。

(応募様式)

第6条 応募又は推薦をしようとするものは、所定の様式により行うものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、別に定める横浜環境活動賞審査委員会による審査を経て、市長が決定する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

横浜環境活動賞審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 環創政第 907 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号)第4条の規定に基づき、横浜環境活動賞審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 企業経営の経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選されておらず、かつ、その職務を代理する者が指名されていないとき、若しくは委員長及びその職務を代理する者にとともに事故があるとき、又は委員長およびその職務を代理する者がともに欠けたときの委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 31 条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、同条ただし書各号に該当する場合は、この限りでない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境創造局政策調整部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第2条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成 25 年10 月 31 日までとする。

検討事項について

1 審査方法について

- (1) 審査委員会の場でのプレゼンテーション・質疑応答の実施について《第 22 回見直し事項》
【事務局案】第 22 回と同様（プレゼンテーション 3 分間、質疑応答 5 分間）とする

2 審査基準について 資料 5

- (1) 生物多様性特別賞について
生物多様性に関する活動欄が未記載の団体が多かった
【事務局案】生物多様性特別賞審査基準に記載されている「活動例」を修正する

3 募集案内・応募用紙について 資料 6・7

- (1) 活動期間について
「おおむね 3 年以上」との要件があるが、時点を誤認識した応募があった
【事務局案】募集案内に「平成 27 年 12 月時点でおおむね 3 年以上」と明記する
- (2) 推薦制度について
応募書類の作成者やプレゼンを行う人についての問合せがあった
【事務局案】募集案内に明記する
- (3) 応募書類の枚数の制限（A 4 サイズ 10 枚以内）について《第 22 回見直し事項》
【事務局案】「A 4 サイズ 20 ページ以内」と記載を変更する
- (4) 生物多様性に関する項目の記載がない団体が多かった
【事務局案】応募用紙に審査基準や活動例等の説明を追記する

※ そのほか、募集案内に受賞者の特典を記載するとともに、文言をわかりやすい表現に修正します。

審査基準及び、応募用紙における参照例

「応募用紙における確認欄」はあくまで主な参照例です。応募用紙のその他の欄の記載内容や、別添参考資料も参照してください。

第 23 回横浜環境活動賞審査基準 **市民の部**

1 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	応募用紙における確認欄(参照例)
(1) 活動の継続性	<p>①過去の実績 活動期間が、おおむね3年以上であるか。</p> <p>②将来性 活動が将来にわたり継続する見込みがあるか。</p>	5点	<p>①過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 応募者概要 中の「活動開始年」 ・ 2 最近3年間の主な活動 <p>②将来性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 今後の活動方針
(2) 地域への貢献度	<p>①地域住民の参加と自主性 地域住民の参加を得られているか。特に、課題意識を持つ地域住民などによって自主的に進めたり、独自に組織されているか。</p>	5点	<p><u>地域住民の参加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 地域との関わり ・ 4 団体の発足経緯／活動を始めたきっかけ、動機 <p><u>自主性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 地域との関わり
	<p>②他団体、学校、事業者、行政等との連携 活動が、他の市民団体、学校、事業者、行政等と連携して行われているか。</p>	5点	3 地域との関わり
(3) 活動の特色	<p>①先見性、広範性 横浜において新たな視点からの活動であるか。また、幅広い視野を持って活動を行っているか。 ※全国的に実施例があっても、横浜において新たな活動であった場合には評価対象とする。また、活動が幅広い分野に影響を及ぼすものについても評価対象とする。</p>	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 応募者概要 中の「活動の目的やねらい」 ・ 4 団体の発足経緯／活動を始めたきっかけ、動機
	<p>②活動の成果、模範性 活動の成果が具体的に認められるか。また、他の模範となり、多くの人が取り組みやすい活動であるか。</p>	5点	<p><u>活動の成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 最近3年間の主な活動 ・ 5 今までの活動(取組)や成果 <p><u>模範性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 最近3年間の主な活動

2 評価方法

- (1) 「審査基準」に従い、横浜環境活動賞審査委員会委員が評価し、25点満点で採点する。原則として、各委員の採点の平均が、15点以上を実践賞の候補とし、最高得点を大賞の候補とする。
- (2) 原則として、大賞は1者とする。
- (3) 過去において本賞の受賞歴のある個人及び団体が再応募した際の審査にあたっては、各々の項目について前回受賞時からの「発展性」を考慮する。

第 23 回横浜環境活動賞審査基準 企業の部

1 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	応募用紙における確認欄(参照例)
(1) 取組姿勢、実績	①取組姿勢 事業所全体として前向きに取り組んでいるか。	5 点	2 環境に対する企業理念の設定、管理体制
	②過去の実績 原則として3年以上の実績があり、今後の継続性も見込める活動であるか。実績についての点検や改善、公表がされているか。	5 点	・ 1 応募者概要 中の「環境への取組を開始した年月」 ・ 2 環境に対する企業理念の設定、管理体制
(2) 環境保全・再生・創造への効果	①効果 環境保全・再生・創造に対する直接、間接的な効果が認められるか。	5 点	・ 3 環境に配慮した製品や技術開発、サービスの提供・導入 ・ 5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業
(3) 活動の特色	①地域社会等との連携、支援、参加 地域住民などと連携しながら、環境活動に積極的に取り組んでいるか。	5 点	4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動
(4) 先駆性、模範性	①先駆性 横浜において先駆的な環境配慮型製品の開発や導入などを行っているか。 ※全国的に実施例があっても、横浜において新たな活動であった場合には評価対象とする。 ②模範性 他企業の模範となる活動であるか。(地域との連携等)	5 点	5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業

2 評価方法

- (1) 「審査基準」に従い、横浜環境活動賞審査委員会委員が評価し、25点満点で採点する。原則として、各委員の採点の平均が、15点以上を実践賞の候補とし、最高得点を大賞の候補とする。なお、応募者が中小企業である場合には、その点を考慮する（大企業では例が見られるが、中小企業では先駆的等）。
- (2) 原則として、大賞は1者とする。
- (3) 過去において本賞の受賞歴のある企業が再応募した際の審査にあたっては、各々の項目について前回受賞時からの「発展性」を考慮する。

第 23 回横浜環境活動賞審査基準 児童・生徒・学生の部

1 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	応募用紙における確認欄(参照例)
(1) 活動の継続性	①過去の実績 ・活動期間が、おおむね3年以上であるか。 ・月1回程度定期的に、または、夏休みなど集中的に活動が行われているか。	5点	<u>①過去の実績（活動期間）</u> ・ 1 応募者概要 中の「活動開始年」 ・ 2 最近3年間の主な活動 <u>②将来性</u> ・ 6 今後の活動方針
	②将来性 ・活動が将来にわたり継続する見込みがあるか。 ・学校や地域、OB等によりサポートされているか。		
(2) 学内・地域への貢献度	①学内等への貢献度 イベント開催、成果発表等により他の生徒・学生や家庭に活動の輪が広がっているか。	5点	・ 3 地域との関わり
	②地域への貢献度 ・地域の活動を進め、地域住民や他団体・組織等の参加や連携を深めているか。 ・他の活動グループとの交流を進めているか。	5点	
(3) 活動の特色	①自主性、独自性 ・児童・生徒・学生が主体となって活動が行われているか。 ・横浜において新たな視点からの活動であるか。また、幅広い視野を持って活動を行っているか。 ※全国的に実施例があっても、横浜において新たな活動であった場合には評価対象とする。また、活動が幅広い分野に影響を及ぼすものについても評価対象とする。	5点	<u>自主性</u> ・ 5 今までの活動（取組）や成果 <u>独自性</u> ・ 4 団体の発足経緯、活動を始めたきっかけ
	②活動の成果、模範性 活動の成果が具体的に認められるか。他の模範となり、多くの人が取り組みやすい活動であるか。	5点	<u>活動の成果</u> ・ 2 最近3年間の主な活動 ・ 5 今までの活動（取組）や成果 <u>模範性</u> ・ 2 最近3年間の主な活動

2 評価方法

- (1) 「審査基準」に従い、横浜環境活動賞審査委員会委員が評価し、25点満点で採点する。原則として、各委員の採点の平均が、15点以上を実践賞の候補とし、最高得点を大賞の候補とする。
- (2) 評価にあたり、応募者の年齢を十分加味する。
- (3) 原則として、大賞は1者とする。
- (4) 過去において本賞の受賞歴のある児童・生徒・学生が再応募した際の審査にあたっては、各々の項目について前回受賞時からの「発展性」を考慮する。

第 23 回横浜環境活動賞審査基準 **生物多様性特別賞**

1 特別賞について

特別賞は、全応募者の中から、生物多様性の保全・再生・創造に特に貢献していると評価される者を表彰するものである。大賞、実践賞との重複受賞も可能とする。

2 受賞候補者の選出方法

- (1) 横浜環境活動賞審査委員会の各委員が、評価基準にしたがって全応募者から 1 者を推薦する。
- (2) 委員から推薦があった応募者の中から、審査委員会での討議により受賞候補者を選定する。

3 応募用紙における確認欄（参照例）

- (1) 市民の部 主に「6 生物多様性に関する取組」
- (2) 企業の部 主に「4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動(3)生物多様性保全の取組」
- (3) 児童・生徒・学生の部 主に「6 生物多様性に関する取組」

4 評価基準

- (1) 日々の活動やイベントなどを通じ、「生物多様性」を一般に、特に子どもたちに対し、広く伝えることに貢献しているか。
- (2) 生き物がつながり、生息できる環境づくりを行っているか。
- (3) (1)、(2)を満たし、他の模範となり多くの人を取り組みやすい活動であるなど、特に優れたものであるか。

【活動例】

- ・ 子どもたちを対象に、環境学習、自然観察会などのイベントを開催し、虫や植物など生きものをつながりについての理解を深めた
- ・ 希少な野生動植物を保護するため、里山や公園の手入れをした
- ・ 川や海岸のごみ拾いを行い、そこに生息する動植物の生息環境を改善した
- ・ 地産地消の取組を通じて、環境負荷の少ないものを選ぶ大切さや、身近な田畑や生きものについて学ぶ機会を作った

- ・ 企業の敷地内に、ビオトープを整備した／定期的に草刈り・清掃等の管理を行い、近隣に住む子どもたちと一緒に生きもの調査を行うなど活用をはかった
- ・ 生態系に配慮した工事を行った／設備を設置した
- ・ 日本経団連「生物多様性宣言」に配慮した取組を行った など

応募について

◆提出書類

応募用紙を「横浜環境活動賞」のホームページからダウンロードしてご提出ください
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyoudou/katsudosyou/>)

横浜環境活動賞

検索

(◎…提出必須 ○…必要に応じて提出 ×…提出不要)

	応募用紙	応募内容についての参考資料	推薦用紙
自薦	◎	○	×
他薦	◎	○	◎

◆推薦について

推薦者は、推薦用紙にご記入の上、応募用紙、参考資料とともにご提出ください。
応募用紙は、推薦者、被推薦者どちらが記入してもかまいません。推薦者が記入される場合は、被推薦者の確認・了承を得て、記入漏れのないようお願いいたします。
※自薦、他薦の違いにより審査に影響することはありません。

◆提出方法

郵送の場合

【送付先】〒231-0017 横浜市中区港町1-1横浜市環境創造局政策課
提出書類に必要事項を記入し、参考資料とともに郵送してください

Eメールの場合

【メールアドレス】ks-tayou@city.yokohama.jp
参考資料の容量が多い時は、資料を別途郵送してください

※個人情報について…応募関係書類から得た個人情報は、選考や必要書類作成に使用します。
法令等で認める場合を除き、前述の目的以外に使用することはありません。

(参考)第22回横浜環境活動賞受賞者

☆市民の部

大賞	慶應義塾大学・日吉丸の会
実践賞	一本橋メダカ広場水辺愛護会
実践賞	上笹下地区竹の子育成の会
実践賞	グリーンサポーターズ・いそご
実践賞	中川ルネッサンスプロジェクト会
実践賞	大豆戸菊名打ち水大作戦実行委員会

☆生物多様性特別賞

慶應義塾大学・日吉丸の会

☆企業の部

大賞	リスト株式会社
実践賞	生活協同組合パルシステム神奈川 ゆめコープ 新横浜本部

☆児童・生徒・学生の部

大賞	横浜市立大学環境ボランティア StepUp ↑
実践賞	フェリス女学院大学 エコキャンパス 研究会

第23回横浜環境活動賞

募集期間

平成27年10月23日(金)～12月11日(金)必着



☆横浜環境活動賞は、地域でさまざまな環境活動を行っている方を表彰する制度です。

☆自薦、他薦は問いません。

☆皆様のご応募をお待ちしています！

受賞者には

前回受賞者のテレビ・ラジオ出演の内容やイベント参加の様子は、ホームページをご覧ください。

横浜環境活動賞 検索

- 市長からの表彰状を授与します。
- 受賞された取組について、パネル展示やラジオ、ホームページ等で、市がPRします。
- 市主催のイベントに参加し活動をPRする機会があります。
- 国の表彰制度への推薦候補者になります。

第23回横浜環境活動賞 募集概要

横浜環境活動賞とは・・・

横浜環境活動賞は、地域で様々な環境活動を積極的に行っている市民(個人・団体)、企業、児童・生徒・学生の皆様を表彰する制度です。環境の保全・再生・創造に対する関心をより一層高めていただくとともに、地域の環境活動を推進し、環境にやさしいまちづくりを進めることを目的に、平成5年度に創設されました。

1 表彰内容

- (1) 部門 「市民の部」、「企業の部」、「児童・生徒・学生の部」
- (2) 表彰の種類
 - 大賞 (各部門からそれぞれ表彰)
 - 実践賞 (大賞以外の受賞者)
 - 特別賞：テーマは「生物多様性 (※下記)」 (全応募者から選考)



横浜市環境行動キャラクター
エコぼん

2 選考について

学識経験者等による横浜環境活動賞審査委員会が選考を行います。選考は書類による事前審査と、審査委員会での3分間のプレゼンテーション(パソコンの使用不可)と、5分間の質疑応答により行います。

(※プレゼンテーション及び質疑応答の時間は変更となる可能性があります。詳細は改めてお知らせします。)
審査の視点・基準等は、各部門の詳細(右ページ)をご覧ください。選考結果は、審査委員会終了後に推薦者および応募者に文書にてお知らせします。

3 選考過程について

- 募集 : 平成27年10月23日(金)～12月11日(金) 必着
- 事前審査 : 平成27年12月下旬～平成28年2月下旬(予定)
(審査委員から応募者への書面での事前質問があります)
- 審査委員会 : 日時 平成28年●月●日(●) 午前10時～午後5時(予定)
会場 ●●(横浜市中区●町●番地)
(審査委員会にてプレゼンテーションと質疑応答を行っていただきますので、原則参加してください。
推薦による応募の場合でも、実際に活動されている被推薦者のご参加をお願いします。)
- 表彰式 : 平成28年6月(予定)
※スケジュールは変更の可能性があります。応募者の方には、適宜お知らせします。

生物多様性について

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には、さまざまな環境に適応した3,000万種ともいわれる多様な生きものがいます。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

横浜市では「生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)」に基づき、市民・企業・行政による生物多様性に関する取組を推進しています。

市民の部

1 応募および被推薦の対象者

- (1) 個人
横浜市内で環境活動を行っている個人。(主たる活動が団体としての活動ではないこと)
- (2) 団体
主たる環境活動を横浜市内で行っている団体、もしくは活動の拠点を横浜市内に有する団体。
(例: 市民団体、自治会町内会等)

2 対象となる活動(取組)

- 市民の方が自主的に行う環境活動で、次の(1)、(2)を満たしていること。
- (1) 活動期間が、平成27年12月時点でおおむね3年以上あり、将来にわたり継続する見込みがある活動。
 - (2) 活動内容が、身近な環境の保全・再生・創造、環境に配慮した実践活動、普及啓発等の分野で地域社会への貢献度が高いもの。※行政からの委託事業は対象外です。

3 審査の視点

過去の実績・将来性、地域住民の参加・他団体等との連携、横浜における先見性、広範性、成果、模範性などの視点で審査します。

企業の部

1 応募および被推薦の対象者

市内企業(法人・組合等)。規模や業種は問いませんが、応募は事業所単位とします。

2 対象となる活動(取組)

企業経営そのものの取組姿勢から社会貢献活動まで、平成27年12月時点でおおむね3年以上の実績がある取組を広く評価の対象とする。(応募用紙の記載例を参照してください)

3 審査の視点

取組姿勢、過去の実績、効果、横浜における先駆性・模範性などの特色、取組結果の公表、地域社会との連携等の視点で審査します。

児童・生徒・学生の部

1 応募および被推薦の対象者

主たる環境活動を横浜市内で行っている児童・生徒・学生の団体。(例: 学内クラブ、同好会、子供会等)

2 対象となる活動(取組)

- 授業として取り組む活動を除き、児童・生徒・学生の皆様が自主的に行う環境活動で次の(1)、(2)を満たしていること。
- (1) 活動期間が平成27年12月時点でおおむね3年以上あり、将来にわたり継続する見込みがある活動。
 - (2) 活動内容が、身近な環境の保全・再生・創造や環境学習の実践等の分野で学内や学外の地域社会への貢献度が高いもの。

3 審査の視点

過去の実績・将来性、学内や学外における他の児童・生徒・学生や市民の参加、他団体等との連携、活動の自主性・独自性・成果・模範性などの視点で審査します。

※詳細な審査基準はホームページ(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyoudou/katsudosyou/>)をご覧ください。

※過去に「大賞」を受賞した団体は、表彰の対象外となりますので、応募は受け付けておりません。

第 23 回横浜環境活動賞 **市民の部** 応募について

応募上の注意

- 本応募用紙は審査書類となります。具体的かつ詳細にご記入をお願いします。記入欄が足りない場合等は、欄を大きくするか、別紙に記載してもかまいません。
- 応募用紙の記載内容についての詳細・補足資料（写真等）がありましたら添付してください（コピー可）。その際、日時、場所、イベント名や説明文を記入するなど、何についての資料が分かるようにしてください。
- 団体の方は、次の書類も添付してください。
 - ・団体の規約、会則等
 - ・役員名簿
 - ・前年度の活動の収支決算書
- **本応募用紙と詳細・補足資料は、合わせてA4サイズ 20 ページ以内**としてください（**A4サイズ両面印刷は2ページ、A3サイズ片面印刷は2ページと数えます**）。
 - ※団体の規約、会則等、役員名簿、収支決算書は含めません。
 - ※文字の大きさは 10.5pt 以上としてください。
- 提出書類・資料は返還しません。 ご了承ください。
- 行政からの委託事業は、応募・表彰の対象外です。
- 過去に「大賞」を受賞された団体は表彰の対象外ですので、応募は受け付けていません。
- **過去に「実践賞」を受賞された団体は、**前回の受賞内容から何が発展したのかについて、A4サイズ 1 枚以内にまとめた資料も提出してください。
- 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条の規定により、「横浜環境活動賞審査委員会」は公開されます。その際、本応募用紙は連絡先等の個人情報を除き、傍聴者への配布資料となりますのでご了承ください。
- 提出いただいた応募用紙（規約、会則、役員名簿、収支決算書を除く）は、活動内容紹介のため、ホームページ上に公開させていただくことがあります。
 - ※住所・電話番号等の個人情報に該当する情報に配慮した状態でご提出ください。また、肖像権や著作権にも十分ご注意ください。

提出・問合せ先

- 郵送の場合 〒231-0017 **横浜市中区港町 1-1** 横浜市環境創造局政策課
- Email の場合 ks-tayou@city.yokohama.jp
- ☆ 不明点があればお問合せください。（TEL 045-671-2484）

12 月 11 日（金）必着

（※このページは、応募資料のページ数に含みません）

生物多様性特別賞について

生物多様性の保全・再生・創造に特に貢献されている団体等を表彰します。

- ・ 日々の活動やイベントなどを通じ、「生物多様性」を一般に、特に子どもたちに対し、広く伝えることに貢献している
- ・ 生き物がつながり、生息できる環境づくりを行っている などを評価します。

「6 生物多様性に関する取組」の欄は、「生物多様性特別賞」の選考の参考とします。以下の事例を参考に、行っている取組をご記入ください。

【 事例 】

- ・ 子どもたちを対象に、環境学習、自然観察会などのイベントを開催し、虫や植物など生きもののがつながりについての理解を深めた
- ・ 希少な野生動植物を保護するため、里山や公園の手入れをした
- ・ 川や海岸のごみ拾いを行い、そこに生息する動植物の生息環境を改善した
- ・ 地産地消の取組を通じて、環境負荷の少ないものを選ぶ大切さや、身近な田畑や生きものについて学ぶ機会を作った など

【 応募者連絡先 】

所在地 (個人の方は、住所)	〒 _____
担当者氏名 (個人の方は、記入不要)	
担当者連絡先	【 TEL 】 【 FAX 】 【 E-mail 】

※ 申請内容について、事務局から確認させていただく場合があります。連絡先は、必ず連絡がとれるものを記入してください。

★ アンケートにご協力をお願いします

本賞の募集について、どこで知りましたか。(複数回答可)

- ちらし (入手場所: _____)
- クチコミ
- 横浜市ホームページ
- その他ホームページ (具体的に: _____)
- その他 (具体的に: _____)

(※このページは、応募資料のページ数に含みません)

3 地域との関わり

	活動・取組等の名称	詳細内容
自治会・町内会との関わり		
学校との関わり		
他の市民団体との関わり		
企業等の関わり		
行政との関わり		(活動内容が行政の補助事業対象である場合は、補助金交付の部署名と事業名を記載ください)
環境以外の分野との関わり		

4 団体の発足経緯／活動を始めたきっかけ、動機

※ 立ち上げた主体、どのようにして活動に携わる人が増えてきたのか等も合わせ、具体的に記入してください。

※ 個人の方は、活動を始めたきっかけについて記入してください。

5 今までの活動(取組)や成果

※活動の目標・ねらいに対する成果(自己評価や活動を引き継いだメンバーが改善したこと等)を具体的に記入してください。

6 生物多様性に関する取組

※取組の中で、生物多様性に関するものを記入してください(2ページに事例を記載しています)。

※生物多様性特別賞の選考の参考とする欄であり、記載の有無は大賞、実践賞の審査には影響しません。

7 今後の活動方針

※次年度以降の目標や、活動継続のためにどう引き継いでいくのかも含めて具体的に記入してください。

8 審査にあたり、最も注目してもらいたい取組、PRポイント

※審査にあたって、団体の活動の最も注目してもらいたい/評価してもらいたい取組や、これまでの項目に当てはまらないPRポイントについて具体的に記入してください。

第 23 回横浜環境活動賞 **企業の部** 応募について

応募上の注意

- 本応募用紙は審査書類となります。具体的かつ詳細に記入をお願いします。記入欄が足りない場合等は、欄を大きくするか、別紙に記載してもかまいません。
- 応募用紙の記載内容についての詳細・補足資料(写真等)がありましたら添付してください(コピー可)。その際、日時、場所、イベント名や説明文を記入するなど、何についての資料が分かるようにしてください。
- 次の書類も添付してください。
 - ・ 定款等
 - ・ 役員名簿
 - ・ 応募対象の活動に係る収支が分かる書類(前年度分)(様式は問いません)
- **本応募用紙と詳細・補足資料は、合わせてA4サイズ 20 ページ以内**としてください。**(A4サイズ両面印刷は2ページ、A3サイズ片面印刷は2ページと数えます)。**
 - ※定款等、役員名簿、収支に係る書類は含めません。
 - ※文字の大きさは10.5pt以上としてください。
- 提出書類・資料は返還しません。ご了承ください。
- 行政からの委託事業は、応募・表彰の対象外です。
- 過去に「大賞」を受賞された企業は表彰の対象外ですので、応募は受け付けていません。
- **過去に「実践賞」を受賞された企業は、**前回の受賞内容から何が発展したのかについて、A4サイズ1枚以内にまとめた資料も提出してください。
- 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により、「横浜環境活動賞審査委員会」は公開されます。その際、本応募用紙は連絡先等の個人情報を除き、傍聴者への配布資料となりますのでご了承ください。
- 提出いただいた応募用紙(定款等、役員名簿、収支に係る書類を除く)は、活動内容紹介のため、ホームページ上に公開させていただくことがあります。
 - ※住所・電話番号等の個人情報に該当する情報に配慮した状態でご提出ください。また、肖像権や著作権にも十分ご注意ください。

応募用紙の記入にあたって

以下の事例を参考に、環境保全・再生・創造に係る取組について記入してください。あくまで事例であるため、自社の方針、取組内容に沿った形で記載してください。

● 「2 環境に対する企業理念の設定、管理体制」の例

(1) 基本理念・自己宣言等	環境への取組について明文化した理念や自社基準、宣言、キャッチフレーズ等	
(2) 環境マネジメントシステム関連	ア 認証等	ISO14001、エコアクション2.1等の取得状況など
	イ 組織体制	環境に配慮した企業活動推進のための専門の組織・人員の配置など
	ウ チェック機構	基準等に従った事業のチェック機構、トラブルへの適切対応など
	エ その他の取組	独自の環境マネジメントシステム、グリーン購入の推進、従業員に対する環境教育、下請・関連企業への公害防止対策の支援など
(3) 取組結果等の公表・広報	環境報告書の発行、ホームページでの公表、その他市民向けのPRなど	

● 「3 環境に配慮した製品や技術開発、サービス等の提供・導入」の例

環境配慮型商品の企画・開発・製品化、環境保全・再生・創造に関する技術の研究開発、環境配慮型素材の使用、サプライチェーン全体での取組など。

(※このページは、応募資料のページ数に含みません)

● 「4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動」の例

(1)省エネ・CO2 排出量削減の取組	省エネ型設備・再生可能エネルギー利用型設備の設置、節電・節水への取組、中水道（雨水・排水利用）の設置、エコマーク商品の購入、オフィスでの紙減量の取組、敷地内の緑地化、アイドリングストップ・低公害車の導入、地球温暖化対策への取組など
(2)廃棄物削減の取組	3Rへの取組など
(3)生物多様性保全等の取組	敷地内のビオトープ化・緑化・植樹、生態系に配慮した工事や設備設置、日本経団連「生物多様性宣言」に配慮した取組など
(4)社会貢献活動	地域における環境保全等の取組、環境活動団体への出資・支援、環境関連イベントの企画・支援・参加など
(5)その他	その他（1）～（4）以外の取組

● 「5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業」について

応募内容の中で、特に成果を上げている取組や、他社に比べ特に先駆的・模範的だと考えられる事業・取組について、その理由を明記してください。（いくつ記入してもかまいません。）

- 「3 環境に配慮した製品や技術開発、サービス等の提供・導入」、「4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動」、「5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業」については、本社（グループ）の取組なのか、事業所独自の取組なのかを明記してください。

生物多様性特別賞について

生物多様性の保全・再生・創造に特に貢献されている団体等を表彰します。

- ・日々の活動やイベントなどを通じ、「生物多様性」を一般に、特に子どもたちに対し、広く伝えることに貢献している
 - ・生き物がつながり、生息できる環境づくりを行っている などを評価します。
- 「4（4）生物多様性保全等の取組」の欄を選考の参考としますので、記入してください。

【 応募者連絡先 】

担当部署・担当者氏名	
担当者連絡先	【 TEL 】 【 FAX 】 【 E-mail 】

※ 申請内容について、事務局から確認させていただく場合があります。担当者の連絡先は、必ず連絡がとれるものを記入してください。

★ アンケートにご協力をお願いします

本賞の募集について、どこで知りましたか。（複数回答可）

- ちらし（入手場所： ）
- クチコミ
- 横浜市ホームページ
- その他ホームページ（具体的に： ）
- その他（具体的に： ）

提出・問合せ先

- 郵送の場合 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市環境創造局政策課
- Emailの場合 ks-tayou@city.yokohama.jp

☆ 不明点があればお問合せください。（TEL 045-671-2484）

12月11日（金）必着

（※このページは、応募資料のページ数に含みません）

【応募用紙】

1 応募者概要

事業所	名 称	(ふりがな：)		
	代表者名		従業員数	
	所 在 地	〒		
	ホームページアドレス			
	事業開始年月		環境への取組を開始した年月	
	事業内容			
	環境への取組について 過去に受けた表彰等	(例) 横浜□□賞(平成○年度)		
本 社	名 称		所在地	
	総従業員数		資 本 金	

2 環境に対する企業理念の設定、管理体制

(1) 基本理念・自己宣言等

(2) 環境マネジメントシステム関連

	取組等の名称	内 容 詳 細
ア 認証等		
イ 組織体制		
ウ チェック 機構		
エ その他の 取組		

(3) 取組結果等の公表・広報

3 環境に配慮した製品や技術開発、サービス等の提供・導入

製品・サービス・技術 などの名称	内 容 詳 細

4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動

※取組や活動を開始した年度も記載してください。

	取組や事業の名称	内 容 詳 細
(1)省エネ・CO2 排出量削減の 取組		
(2)廃棄物削減の 取組		
(3)生物多様性 保全等の取組		<p>※特別賞選考の参考とする欄であり、記載の有無は大賞、実践賞の審査には影響しません。</p>

(4) 社会貢献活動		
------------	--	--

5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業

取組や事業の名称	詳細内容

6 審査にあたり、最も注目してもらいたい取組、PRポイント

※審査にあたって、団体の活動の最も注目してもらいたい／評価してもらいたい取組や、これまでの項目に当てはまらないPRポイントについて具体的に記入してください。

--

第 23 回横浜環境活動賞

児童・生徒・学生の部 応募について

応募上の注意

- 本応募用紙は審査書類となります。具体的かつ詳細にご記入をお願いします。記入欄が足りない場合等は、欄を大きくするか、別紙に記載してもかまいません。
- 応募用紙の記載内容についての詳細・補足資料（写真等）がありましたら添付してください（コピー可）。その際、日時、場所、イベント名や説明文を記入するなど、何についての資料が分かるようにしてください。
- 次の書類も添付してください。
 - ・団体（サークル、クラブ）の規約、会則等
 - ・役員名簿
 - ・応募対象の活動に係る収支が分かる書類（前年度分）（様式は問いません）
- **本応募用紙と詳細・補足資料は、合わせてA4サイズ20ページ以内としてください（A4サイズ両面印刷は2ページ、A3サイズ片面印刷は2ページと数えます）。**
 - ※団体の規約、会則等、役員名簿、収支に係る書類は含めません。
 - ※文字の大きさは10.5pt以上としてください。
- 提出書類・資料は返還しません。 ご了承ください。
- 行政からの委託事業は、応募・表彰の対象外です。
- 過去に「大賞」を受賞された団体は表彰の対象外ですので、応募は受け付けていません。
- **過去に「実践賞」を受賞された団体は、**前回の受賞内容から何が発展したのかについて、A4サイズ1枚以内にまとめた資料も提出してください。
- 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により、「横浜環境活動賞審査委員会」は公開されます。その際、本応募用紙は連絡先等の個人情報を除き、傍聴者への配布資料となりますのでご了承ください。
- 提出いただいた応募用紙（規約、会則、役員名簿、収支に係る書類を除く）は、活動内容紹介のため、ホームページ上に公開させていただくことがあります。
 - ※住所・電話番号等の個人情報に該当する情報に配慮した状態でご提出ください。また、肖像権や著作権にも十分ご注意ください。

提出・問合せ先

- 郵送の場合 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市環境創造局政策課
 - Email の場合 ks-tayou@city.yokohama.jp
- ☆ 不明点があればお問合せください。（TEL 045-671-2484）

12月11日（金）必着

（※本ページは、応募資料のページ数に含みません）

生物多様性特別賞について

生物多様性の保全・再生・創造に特に貢献されている団体等を表彰します。

- ・日々の活動やイベントなどを通じ、「生物多様性」を一般に、特に子どもたちに対し、広く伝えることに貢献している
- ・生き物がつながり、生息できる環境づくりを行っている などを評価します。

「6 生物多様性に関する取組」の欄は、「生物多様性特別賞」の選考の参考とします。以下の事例を参考に、行っている取組をご記入ください。

【 事例 】

- ・ 子どもたちを対象に、環境学習、自然観察会などのイベントを開催し、虫や植物など生きものとのつながりについての理解を深めた
- ・ 希少な野生動植物を保護するため、里山や公園の手入れをした
- ・ 川や海岸のごみ拾いを行い、そこに生息する動植物の生息環境を改善した
- ・ 地産地消の取組を通じて、環境負荷の少ないものを選ぶ大切さや、身近な田畑や生きものについて学ぶ機会を作った など

【 応募者連絡先 】

所在地	〒 _____
担当者氏名	
担当者連絡先	【 TEL 】 _____ 【 FAX 】 _____ 【 E-mail 】 _____

※ 申請内容について、事務局から確認させていただく場合があります。担当者の連絡先は、必ず連絡がとれるものを記入してください。

★ アンケートにご協力をお願いします。

本賞の募集について、どこで知りましたか。（複数回答可）

- ちらし（入手場所： _____ ）
- クチコミ
- 横浜市ホームページ
- その他ホームページ（具体的に： _____ ）
- その他（具体的に： _____ ）

（※本ページは、応募資料のページ数に含まれません）

【応募用紙】

1 応募者概要

団体名	(ふりがな: _____)		
代表者の 役職・氏名	(ふりがな: _____) (役職) (氏名)	会員数 (団体の場合)	(平成 27 年 月現在) 名
ホームページ アドレス		活動開始年	昭和・平成 年 月
活動範囲 (複数選択可)	1 学校内 2 学校外 3 その他(_____)		
活動分野 (複数選択可)	1 川・海・水 2 緑・樹林 3 農業 4 3R 5 環境教育・環境学習 6 生物多様性 7 地球温暖化対策 8 その他(_____)		
活動の目的や ねらい			
過去に受けた表彰 および受賞年度	(例) 横浜□□賞(平成○年度)		

2 最近3年間の主な活動

	活動・取組・イベント等の名称 発行した印刷物等の名称	参加人数、 発行部数等	詳細内容
平成 25 年度			
平成 26 年度			
平成 27 年度			

3 地域との関わり

	活動・取組等の名称	詳細内容
学内の生徒等や先生、保護者との関わり		
自治会・町内会との関わり		
学外団体との関わり		
企業等の関わり		
行政との関わり		(活動内容が行政の補助事業対象である場合は、補助金交付の部署名と事業名を記載ください)
その他、環境以外の分野との関わり		

4 団体の発足経緯、活動を始めたきっかけ

※ 立ち上げた主体、どのようにして活動に携わる人が増えてきたのか等も合わせ、具体的に記入してください。

--

5 今までの活動(取組)や成果

※活動の目標・ねらいに対する成果（自己評価や活動を引き継いだメンバーが改善したこと等）を具体的に記入してください。

※中学生以下の団体は、児童・生徒が主体性を持って活動している取組（発案含む）についても具体的に記入してください。

6 生物多様性に関する取組

※取組の中で、生物多様性に関するものを記入してください。（2ページに事例を記載しています）

※特別賞の参考とする欄であり、記載の有無は大賞、実践賞の審査には影響しません。

7 今後の活動方針

※次年度以降の目標や、活動継続のために、どう引き継いでいくのかも含めて具体的に記載してください。

8 審査にあたり、最も注目してもらいたい取組、PRポイント

※審査にあたって、団体の活動の最も注目してもらいたい／評価してもらいたい取組や、これまでの項目に当てはまらないPRポイントについて具体的に記入してください。

第 23 回横浜環境活動賞 推薦用紙

被推薦者			
推薦者	推薦者		
	代表者 (団体の場合)		
	所在地 (住所)	〒	
	【TEL】	【FAX】	【E-mail】
	担当者 (団体の場合)		

推薦理由

平成 27 年 月 日

★ アンケートにご協力をお願いします。本賞の募集について、どこで知りましたか。(複数回答可)

- ちらし (入手場所:)
- クチコミ
- 横浜市ホームページ
- その他ホームページ (具体的に:)
- その他 (具体的に:)

今後のスケジュールについて（案）

9月11日：	第1回審査委員会 ・審査方法、基準等の確認
10月23日～12月11日：	募集期間 応募資料をとりまとめ、事務局から応募者へ事前質問
1月上旬：	事務局から審査委員へ応募資料一式送付 審査委員による事前審査
1月下旬まで：	審査委員から応募者への事前質問を事務局に提出 事前質問をとりまとめ、事務局から応募者へ事前質問 応募者からの回答を審査委員へ送付 審査委員による採点
2月下旬まで：	審査委員から事前採点表を事務局に提出
2月下旬または3月下旬：	第2回審査委員会（本審査） ・応募者によるプレゼンテーション ・採点（事前審査及び当日の審議を受け、 <u>最終採点</u> ） ・受賞候補者の決定
3月下旬～4月上旬：	受賞者の決定
6月：	表彰式

※それぞれの期日は、依頼時にお知らせします。

※第13回までの名称は「横浜環境保全活動賞」

第1回・5年度	市民	横浜にとんぼを育てる会 帷子小ウオッチングクラブ モルフォ生物同好会 横浜・ゴミを考える連絡会 横浜自然観察の森友の会 大岡川の再生をすすめる会	第7回・11年度	市民	あおばく・川を楽しむ会 アゲイン瀬谷 和泉川源流を楽しむ会 港南台自然観察クラブ・クロロ ソフトエネルギープロジェクト
	企業	日本電気株式会社横浜事業場 東洋製罐株式会社横浜工場 株式会社東芝生産技術研究所 生活協同組合コープかながわ		企業	石川島播磨重工業株式会社横浜事業所 株式会社東芝横浜事業所 株式会社フジタ横浜支店 武蔵工業大学環境情報学部
第2回・6年度	市民	海をつくる会 鴨池公園愛護会 けやきが丘森林愛護会 横浜市牛乳パックの再利用をすすめる連絡会 寺家ふるさと村体験農業振興組合 フリーマーケット「緑区民ふれあい市場」緑実施世話人会	第8回・12年度	市民	大岡川 Fun Club 市沢・仏向の谷戸に親しむ会 みどりの学校 横浜自然観察の森友の会 雑木林ファンクラブ 早淵川をかなでる会 上山ふれあいの樹林愛護会
	企業	相鉄ローゼン株式会社 東京電力株式会社神奈川支店鶴見支社 日本鋼管株式会社鶴見製作所		企業	神奈川機器工業株式会社 本社・工場 東京ガス株式会社 環境エネルギー館 東京ガス株式会社 根岸工場 東京電力株式会社 西火力事業所横浜火力発電所 日立湘南電子株式会社 本社工場 三菱重工業株式会社 横浜製作所
第3回・7年度	市民	三ツ沢せせらぎ緑道のほたるを育てる会 自然に学ぶ会 ファイバースイクルネットワーク 中田ふれあいの樹林愛護会 峰岡町二丁目自治会	第9回・13年度	市民	荒井沢市民の森愛護会 かなざわ森沢山の会 宮沢の森愛護会 特定非営利活動法人 よこはま水辺環境研究会
	企業	大成建設株式会社横浜支店 ムラタ計測器サービス株式会社 株式会社イトーヨーカ堂(上永谷店他8店) 生活クラブ生活協同組合・神奈川		企業	株式会社CRC総合研究所データセンター事業部 川本工業株式会社 株式会社 サクラ 株式会社 リコー中央研究所 株式会社 ニコン横浜製作所
第4回・8年度	市民	戸塚ホテル研究会 恩田の谷戸ファンクラブ ラブリバートリップ大岡川 並木谷堆肥利用組合 ふるさと侍従川に親しむ会	第10回・14年度	市民	野庭・馬洗川自然愛護会 みどり・川と風の会
	企業	株式会社エフピコ横浜営業所 麒麟ビール株式会社横浜工場 日本石油精製株式会社根岸製油所 みなとみらい21リサイクル推進協議会		企業	日本発条株式会社 横浜事業所 東京ガス株式会社 扇島工場 株式会社 ダイイチ 済生会横浜市南部病院
第5回・9年度	市民	エコ・ライフいずみ リフォーム横浜会 泉の森ふれあい樹林愛護会 白幡緑の会 横浜市氷取沢小学校PTA牛乳パック・リサイクルの会 港北区牛乳パック回収グループ	第11回・15年度	市民	EM花の会 神奈川森林エネルギー工房 北八朔公園愛護会 港北ニュータウン緑の会 横浜植物会
	企業	株式会社日立製作所横浜地区 株式会社オオスミ ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル 三菱地所株式会社横浜事業部(横浜ランドマークタワー)		企業	株式会社 竹中工務店横浜支店 工藤建設株式会社 株式会社 ユニキャット 株式会社 アベックスディーピーエフシステム 横浜市資源リサイクル事業協同組合 綱島商店街連合会
第6回・10年度	市民	鶴見川を再発見する会 HAB21イルカ研究会 松の川遊歩道(緑道)の会 白根竹の森運営委員会 港北くらしの研究会 相沢川を考える会	第12回・16年度	市民	和泉の森を育む会 梅田川水辺の楽校協議会 桜ヶ丘・森の仲間たち 野島自然観察探見隊
	企業	株式会社テルム本社 株式会社熊谷組横浜支店 株式会社日立製作所情報通信事業部 横浜市廃冷蔵庫フロン回収・処理推進協議会 松下通信工業株式会社(佐江戸工場・綱島工場)		企業	東京電力株式会社 西火力事業所 南横浜火力発電所 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 横浜支社 日本ビクター株式会社 本社・横浜工場 タカナン乳業株式会社 横浜工場 日産自動車株式会社 横浜工場

第13回・17年度	市民	和泉川東山の水辺愛護会 瀬谷市民の森愛護会 新治市民の森愛護会 神奈川県環境学習リーダー・エネルギー会 横浜メダカの会	第17回・21年度	市民	新井町公園愛護会 飯田雀のお宿 まゆの会 NPO法人 Waveよこはま こどものためのオープンハウス 日本の竹ファンクラブ 南瀬谷中学校PTA 洋光台まちづくり協議会 青少年夢環境部会
	企業	東京電力(株)神奈川支店 (株)京急百貨店 フェリス学院大学 千代田化工建設(株)		企業	株式会社岡村製作所 企画本部情報システム部
第14回・18年度	市民	いかだで遊ぼう谷本川実行委員会 和泉川中央水辺愛護会 カマリヤン倶楽部 上矢部まちづくりの会 亀谷戸せせらぎ水辺愛護会 鴨居原市民の森愛護会 ナウシカの会 平湯湾クリーンアップキャンペーン実行委員会 富士見水辺愛護会 保土ヶ谷フリーマーケット実行委員会 本郷ふじやま公園運営委員会 特定非営利活動法人 ヨコハマ倉造空間 特定非営利活動法人 楽竹会	第18回・22年度	市民	「大賞」 市沢・仏向の谷戸に親しむ会 「実践賞」 北八朔公園愛護会 いたち川と親しむ会 瀬上の森パートナーシップ(SMP) 鴨居駅周辺まちづくり研究会 鶴見川下流ネットワーク・鶴見 都田江川水辺愛護会 若葉台連合自治会 瀬谷環境ネット 奈良川源流域を守る会 福田誠一郎
	企業	東京ガス株式会社 神奈川支店 若築建設株式会社 横浜支店		企業	「大賞」 株式会社大川印刷 「実践賞」 横浜消火器株式会社 株式会社 横浜フリースポーツクラブ 岩井の胡麻油株式会社 スーパーホテル横浜・関内 旭硝子株式会社 中央研究所 株式会社 野毛印刷社 東京電力株式会社 横浜支社
	児童・生徒・学生	上矢部まちづくり子ども実行委員会 ガールスカウト神奈川県第8団 関東学院大学・環境サークルHEP(ヘップ) 横浜市立大道小学校・ふるさとの水辺クラブ 横浜市立西柴小学校・西柴アマモ隊 武相中学高等学校・生徒会 横浜市立山元小学校・農園委員会		児童・生徒・学生	「大賞」 横浜市立汐見台中学校・環境美化委員会と全校生徒 「実践賞」 横浜市立朝比奈小学校・わくわくホテル池守り隊
第15回・19年度	市民	磯子区環境を考える会 長津田小学校野草園ボランティア 堀割川魅力づくり実行委員会 もえぎ野ふれあいの樹林愛護会 横浜野菜推進委員会	第19回・23年度	市民	「大賞」 特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワークキング 「実践賞」 海をつくる会 鶴見川舟運復活プロジェクト 松の川遊歩道(緑道)の会 めっちゃどろクラブ
	企業	国立大学法人横浜国立大学 パナソニック・モバイルコミュニケーションズ(株)佐江戸事業所		企業	「大賞」 キリンビール株式会社 横浜工場 「実践賞」 生活協同組合連合会 ユーコープ事業連合 トレッサ横浜
第16回・20年度	児童・生徒・学生	下永谷小学校卒業生クラブ 鶴見大学生物部 横浜国立大学附属横浜中学校ブルーアースサミット	第19回・23年度	児童・生徒・学生	「実践賞」 横浜市立十日市場中学校、及び、地域交流事業実行委員会 横浜市立南中学校 アジサイクラブ 横浜市立南希望が丘中学校 ビオトープ特別委員会
	市民	金沢八景—東京湾アマモ場再生会議 上郷森の会 栄さとやまのりの会 大曽根の自然を楽しむ会 同愛会リプラス 獅子ヶ谷緑地保全会 関ヶ谷市民の森愛護会		「生物多様性特別賞」 特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワークキング 横浜市立南希望が丘中学校 ビオトープ特別委員会	
	企業	前田建設工業株式会社 横浜支店 有限会社 マルニ商店			
	児童・生徒・学生	横浜市立本郷中学校科学部 戸塚まつり準備会 金沢八景クラブ			

第 20 回 ・ 24 年 度	市民	「大賞」 トンボはドコまで飛ぶかフォーラム 「実践賞」 あおば学校支援ネットワーク あおば発エコ大作戦 実行委員会 大塚・歳勝土遺跡公園愛護会 トンボみちファンクラブ ファイバーリサイクルネットワーク 緑区霧が丘六丁目自治会 弥生台のせせらぎとホテルを守る会 横浜市都田第一土地改良区「不法投棄やめさせ隊」 特定非営利活動法人 楽竹会
	企業	「大賞」 株式会社横浜八景島 「実践賞」 ia corporation株式会社 金沢事業所 アズビル株式会社ビルシステムカンパニー横浜支店 株式会社オカムラ物流 横浜物流センター JFEエンジニアリング株式会社 鶴見製作所 JFE環境株式会社 東京ガス株式会社神奈川支社横浜支店 ナイス株式会社 東日本電信電話株式会社 神奈川支店
	児童・生徒・学生	「大賞」 横浜市立戸部小学校 とべエコクリーン委員会 「実践賞」 横浜市立芹が谷中学校 環境活動部 横浜市立新羽中学校 自然科学部 横浜市立三保小学校
		「生物多様性特別賞」 トンボはドコまで飛ぶかフォーラム
	市民	「大賞」 新横浜町内会 「実践賞」 泉区農業応援隊 NPO法人 海の森山の森事務局 青少年みどり遊楽舎 綱島バリケン島プロジェクト 特定非営利活動法人こどもリクラブ 水辺愛護会帷子川はふるさとの川の会 横浜緑の推進団体港北区連絡会 (「皇帝ダリアを咲かせようin港北プラス1」)
第 21 回 ・ 25 年 度	企業	「大賞」 プリンズ電機株式会社 「実践賞」 株式会社ノーリツ 神奈川支店 株式会社ファンケルスマイル 生活協同組合ユーコープ 大成建設株式会社技術センター 三井不動産株式会社 横浜支店 三井不動産レジデンシャル株式会社 横浜支店
	児童・生徒・学生	「大賞」 横浜市立山下みどり台小学校 「実践賞」 神奈川県立神奈川総合高等学校エコ局 横浜市立大学環境ボランティアStepUp ↑ 横浜市立矢向小学校ピオトップ委員会
		「生物多様性特別賞」 水辺愛護会帷子川はふるさとの川の会

第 22 回 ・ 26 年 度	市民	「大賞」 慶應義塾大学・日吉丸の会 「実践賞」 一本橋メダカ広場水辺愛護会 上笹下地区竹の子育成の会 グリーンサポーターズ・いそご 中川ルネッサンスプロジェクト会 大豆戸菊名打ち水大作戦実行委員会
	企業	「大賞」 リスト株式会社 「実践賞」 生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ新横浜 本部 「大賞」 横浜市立大学環境ボランティア StepUp ↑ 「実践賞」 フェリス女学院大学 エコキャンパス研究会
		「生物多様性特別賞」 慶應義塾大学・日吉丸の会

市民の部(136)、企業の部(93)、児童等の部(32)

合計261団体